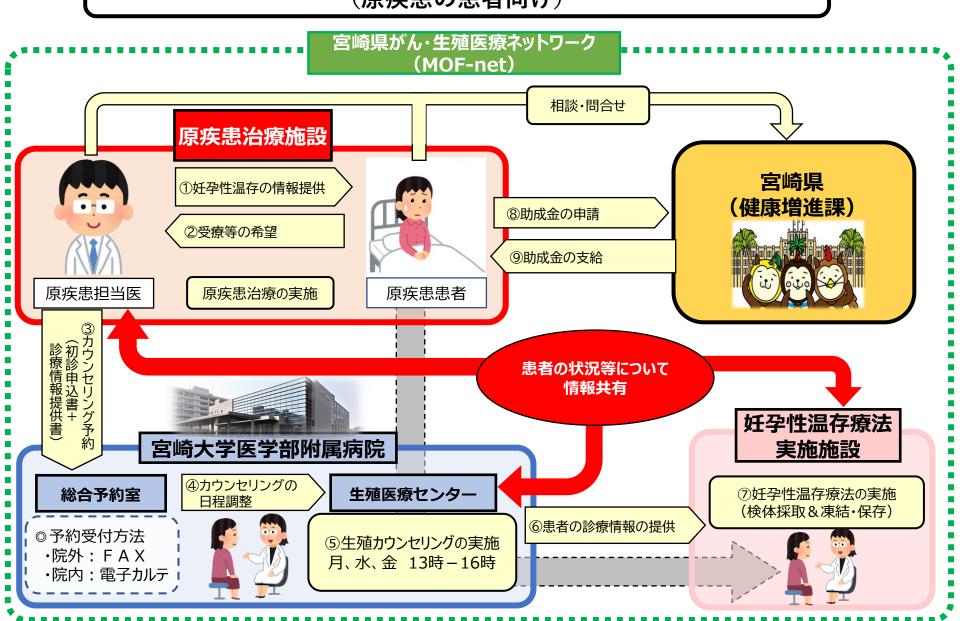
宮崎県妊孕性温存療法費用助成事業 実施フロー (原疾患の患者向け)



①~②がん治療前に妊孕性温存療法の説明・受療希望

- ・原疾患の治療によって妊孕性喪失・低下の可能性がある場合、原疾患主治医に対して、妊孕性温存療法の適応の有無を確認の上、適応がある場合は、
 - (i)原疾患主治医から、妊孕性温存療法及び治療費用助成事業の内容や費用負担等について説明を受けた上で、
 - (ii)受療等(受療に向けた相談・検討を含む)を希望することを伝えます。

③~4生殖カウンセリングの申込・日程調整

- ・宮崎大学医学部附属病院の生殖医療センターにて生殖カウンセリングの受診をお願いしています。生殖カウンセリングでは、妊孕性温存療法の適応の確認や受療に向けた意思決定の支援等を行います。
- ・<u>カウンセリング料として初診料込みで5,000円(税込)の費用負担が発生しますのでご注意ください。(このカウンセリング料は助</u>成金の対象とはなりません。)
- ・原疾患主治医が宮崎大学医学部附属病院の「総合予約室」に対して、生殖カウンセリングの予約(※)を行います。
- ・宮崎大学医学部附属病院の生殖医療センターにより、生殖カウンセリングの日程調整が行われます。
- ※生殖カウンセリングの予約案内URL http://www.med.miyazaki-u.ac.jp/home/hospital/medical-personnel/4655/ 「宮崎大学医学部附属病院 初診予約制」で検索

⑤~⑥生殖カウンセリングの実施・妊孕性温存療法実施施設の決定

・生殖カウンセリング受診の後、妊孕性温存療法の適応がある場合は、生殖医療センターにより、妊孕性温存療法を受療する「妊孕性温存療法実施施設」が決定されます。

⑦妊孕性温存療法の実施(検体採取・凍結・保存)

- ・妊孕性温存療法実施施設の担当医から、「<u>妊孕性温存療法を受けること」及び「本助成金に係る国の研究事業に参加し、臨床</u> 情報等の提供を行うこと」について説明を受けた上で、そのことに同意していただくことが必要となります。
- ・上記について同意していただいた後、妊孕性温存療法(検体採取・凍結・保存)を受療します。

8~9助成金の申請・支給

- ・患者は、申請書類一式(※)を揃えて、県に対して妊孕性温存療法に係る助成金の申請を行っていただきます。
- ・県により申請内容を審査の上、助成金の支給が行われます。
- ※申請には、原疾患治療施設・妊孕性温存療法実施施設それぞれの担当医による証明書が必要となります。